

平成22年9月2日(木曜日) 第 2214 号

発行宮崎県印刷宮崎市旭1丁目6番25号小柳印刷株式会

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

公 告

告示

宮崎県告示第 574号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題名	制作・配給会社名	指定年月日
22年-26	映画	淫乱Wナース パイズリ治療	加藤組 <オーピー映画>	平成22年8
22 -27	映画	監禁玩具 わいせつ狩り	国沢組 <オーピー映画>	月24日
22 -28	映画	スケベな住人 昼も夜も発情中	竹洞組 <オーピー映画>	
22 -29	映画	セクハラ女上司 パンスト性感責め	浜野組 <オーピー映画>	
指定理由		・ 客の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴 と誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。	- 操性若しくは残虐性を生ぜしめ、ア	又は青少年の

宮崎県告示第 575号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の 2 第 1 項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字新村茶屋ノ平甲 4449-14・甲4452-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限 る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 576号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字牡丹 石 940-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は択伐による。 字牡丹石 940-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ゥ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び に諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 577号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字下野 1465-26, 1465-46
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林

部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置い て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 578号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ケ字尾 佐渡2364(次の図に示す部分に限る。)、字尾ノ平2356、2358-1、字尾佐渡2361から2363まで、2390-6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字尾ノ平2358-1・字尾佐渡2361から2364まで・2390-6 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び に美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 579号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知 があった。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環 境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に 供する。)

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。 平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 580号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和55年宮崎県告示第 115号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(貸付け)

下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年 政令第 124号) 及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年 (貸付け)

第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以|第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以 下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年 政令第 124号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年

改正後

農林水産省令第22号)の定めるところによるほか、この告示に定 めるところにより、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金 、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金(以下「沿岸漁業 改善資金」という。)を貸し付けるものとする。

(定義)

第1条の2 [略]

(沿岸漁業改善資金の種類等)

第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁 業者等ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとす

(貸付金の合計額の限度)

計額の限度は、2,000万円とする。ただし、特別の理由がある場 合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

(借受資格)

- 第4条 沿岸漁業改善資金の借受資格を有する者(以下「借受資格 者」という。)は、沿岸漁業の従事者である個人、沿岸漁業の従 事者である個人の組織する団体又は沿岸漁業を営む会社(その常 時使用する従事者の数が20人以下のものに限る。)のうち別表第 1の資金種類の欄に掲げる資金の種類ごとに同表の貸付内容の欄 に掲げる事業等を適正に実施することが見込まれるものとしてそ れぞれ同表の貸付けの相手方の欄に掲げるものとする。
- 2 借受資格者のうち、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船 を使用して水産動植物の採捕の事業を行うものにあっては、知事 が定める者でなければならない。ただし、生活改善資金を借り受 ける場合にあっては、この限りでない。

3 [略]

農林水産省令第22号)、中小企業者と農林漁業者との連携による 事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商 工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携 による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 234 号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進 に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改 良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産 省令第48号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料と しての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バ イオ燃料法」という。) 及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の 原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第 <u>296号</u>) の定めるところによるほか、この告示に定めるところに より、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等(以下「沿岸 漁業従事者等」という。)及び農商工等連携促進法第4条第1項 の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定す る措置を行うもの(以下「認定中小企業者」という。) に対して 、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金 (以下「沿岸漁業改善資金」という。)を貸し付けるものとする

(定義)

第1条の2 [略]

- 2 この告示において「沿岸漁業」とは、次に掲げる事業をいう。 (1) 無動力漁船及び総トン数20トン未満の動力漁船を使用して
 - 、又は漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
 - (2) 漁具を定置して行う水産動物の採捕の事業(前号に該当す るものを除く。)
 - (3) 水産動植物の養殖の事業

(沿岸海業改善資金の種類等)

第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁 業従事者等及び1認定中小企業者ごとの貸付限度額及び償還期間 は、別表第1のとおりとする。

(貸付金の合計額の限度)

第3条 1沿岸漁業従事者等に係る沿岸漁業改善資金の貸付金の合 | 第3条 1沿岸漁業従事者等及び1認定中小企業者に係る沿岸漁業 改善資金の貸付金の合計額の限度は、3,000万円とする。ただし 、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承 認した額とする。

(借受資格)

第4条 沿岸漁業改善資金の借受資格を有する者(以下「借受資格 者」という。)は、沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のうち 別表第1の資金種類の欄に掲げる資金の種類ごとに同表の貸付内 容の欄に掲げる事業等を適正に実施することが見込まれるものと してそれぞれ同表の貸付けの相手方の欄に掲げるものとする。こ の場合において、漁業従事者の減少・高齢化が進む最近の漁業情 勢にあって、水産物の供給を安定的に行う、意欲と能力のある担 い手の育成が求められていることにかんがみ、経営等改善資金及 び青年漁業者等養成確保資金の貸付けに当たっては、漁業経営改 善のための意欲的な取組を行おうとする者として知事が定めるも のに対して配慮するものとする。

2 [略]

3 同一の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者に対する貸付けは

(保証人)

第5条 [略]

2 借受申請者が沿岸漁業従事者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受益する者(その者が特定されない場合にあっては、当該団体の役員)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

(担保)

- 第5条の2 借受申請者は、1の貸付金の額若しくは貸付金の額(既に貸付けを受けた貸付金の償還残額を含む。)の合計額が800 万円を超えることとなるとき又は県が貸付債権を保全するため必 要があると認めるときは、担保を提供しなければならない。
- 2 前項の規定により担保を提供しなければならない場合において は、借受申請者に代わり第三者が担保を提供することができる。
- 3 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認めるときは、 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者又は前項の規定により担保 を提供した第三者に対し、担保の追加又は変更を求めることがで きる。
- 4 前3項に定めるもののほか、担保に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(貸付けの申請)

第6条 [略]

2 • 3 [略]

4 除外区域以外の区域に居住する借受申請者で当該借受申請者の住所地をその地区内に含む漁協がないもの<u>(以下「漁協地区外申請者」という。)</u>及び除外区域に居住する借受申請者で第1項第2号に掲げる資金の貸付けを受けようとするもの<u>(以下「除外区域内申請者」という。)</u>は、貸付申請書を、<u>漁協地区外申請者</u>の住所地をその所管区域内に含む西臼杵支庁又は農林振興局の長を経由して知事に提出しなければならない。

5~7 [略]

(借用証書)

第8条 漁協地区内申請者(第6条第6項の規定により知事に貸付申請書を提出した者及び漁協地区内申請者の住所地をその地区内に含む漁協が水産業協同組合法<u>第11条第1項第1号又は第2号</u>に掲げる事業を行わない場合における当該漁協地区内申請者を除く。以下「特定借受申請者」という。)は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書(別記様式第4号。以下「借用証書」という。)を経由漁協を経由して知

<u>、知事が定める場合を除き原則として別表第1の貸付内容ごとに</u> 1回に限るものとする。

(保証人又は担保の提供)

第5条 [略]

- 2 前項の連帯保証人の数は、2名以上とする。
- 3 借受申請者が沿岸漁業従事者等又は認定中小企業者の組織する 団体である場合には、その構成員のうち、当該借受けによって受 益する者(その者が特定されない場合にあっては、当該団体の役 員)が当該団体の連帯保証人となるものとする。
- 4 借受申請者が、所定の連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であって、適当な担保を提供することができる場合においては、借受申請者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。
- 5 県は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、 貸付金の交付を受けた者に対し、連帯保証人の追加若しくは交替 又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

(貸付けの申請)

第6条 [略]

2 • 3 [略]

4 除外区域以外の区域に居住する借受申請者で当該借受申請者の住所地をその地区内に含む漁協がないもの及び除外区域に居住する借受申請者で第1項第2号に掲げる資金の貸付けを受けようとするものは、貸付申請書を、当該借受申請者の住所地をその所管区域内に含む西臼杵支庁又は農林振興局の長を経由して知事に提出しなければならない。

5~7 [略]

8 借受申請者が認定中小企業者である場合の第3項及び第4項の 規定の適用については、第3項及び第4項中「当該借受申請者」 とあるのは、「当該借受申請者(当該借受申請者が認定中小企業 者の場合にあっては、農商工等連携促進法第5条第1項に規定す る認定農商工等連携事業者である沿岸漁業従事者等)」と読み替 えるものする。

(借用証書)

第8条 漁協地区内申請者(第6条第6項の規定により知事に貸付申請書を提出した者及び漁協地区内申請者の住所地をその地区内に含む漁協が水産業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号に掲げる事業を行わない場合における当該漁協地区内申請者を除く。以下「特定借受申請者」という。)は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、沿岸漁業改善資金借用証書(別記様式第4号。以下「借用証書」という。)を経由漁協を経由して知

事に提出しなければならない。この場合において、当該特定借受申請者は、当該貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を経由漁協に提出しなければならない。

2~4 [略]

(期限前償還)

- 第12条 知事は、借受者が次に掲げるもののいずれかに該当すると認めたときは、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。) にかかわらず、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部の期限前償還をさせるものとする。
 - (1) 事業実施量<u>若しくは事業費の縮少によって貸付額が貸付限</u> 度額を超過したとき若しくは貸付金に残余があるとき又は実施 事業量の縮少により貸付けの基準を満たさなくなったとき。
 - (2) 借入金を貸付けにおいて予定していた借入金の使途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき
 - (3) 償還金の支払を怠ったとき。
 - (4) 資金の借入れに際し、又はその借入後借入金債務の全部を 弁済するまでの間において、知事に対して虚偽の申請若しくは 報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(5) [略]

(6) その他債権保全上著しい支障があると認めるとき。

2 • 3 [略]

別表第1 (第2条 • 第4条関係)

75.3.	2010 1 (7)	2 2 7 10 1	76170177		
	資金種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付限度額	償還期間等
	1 経営等	ア 自動操だ	沿岸漁業を	500万円(自動操だ装	7年以内(
	改善資金	装置の設置	営む個人、沿	置を設置する場合にあっ	据置期間 1
	(1) 操	費用	岸漁業を営む	ては1台につき 100万円	年以内を含
	船作業	イ 遠隔操縦	漁業生産組合	、遠隔操縦装置を設置す	む。)
	省力化	装置の設置	、沿岸漁業を	る場合にあっては1台に	
	機器等	費用	営む漁業協同	つき50万円、レーダーを	
	設置資	ゥ レーダー	組合、沿岸漁	設置する場合にあっては	
	金	の設置費用	業を営む協業	1台につき 180万円、自	
		エ 自動航跡	体(漁業生産	動航跡記録装置を設置す	
		記録装置の	組合及び漁業	る場合については1台に	
		設置費用	協同組合を除	つき 120万円、GPS受	
		オ GPS受	く。) <u>又は沿</u>	信機を設置する場合にあ	
		信機の設置	岸漁業を営む	っては1台につき 130万	
		費用	会社(その常	円)	
			時使用する従		
			業者の数が20		
			人以下である		

事に提出しなければならない。この場合において、当該特定借受申請者は、当該貸付決定通知書を受け取った日から2週間以内に借用証書を経由漁協に提出しなければならない。

2~4 [略]

(期限前償還)

- 第12条 知事は、借受者が次に掲げるもののいずれかに該当すると 認めたときは、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。) にかかわらず、当該借受者に対し、貸付金の全部又は一部の期限 前償還をさせるものとする。
 - (1) <u>借受者の</u>事業実施量<u>又は事業費の縮小</u>によって貸付金に残 余が生じたとき。
 - (2) <u>借受者が</u>借入金を貸付けにおいて予定していた借入金の使 途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用し ないとき。
 - (3) 借受者が資金の借入れに際し、又はその借入後借入金債務の全部を弁済するまでの間において、知事に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき
 - (4) 借受者につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立 でがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整 理開始若しくは会社更生手続開始の申立でがあったとき。
 - (5) 借受者が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止 処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - (6) 借受者が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けた とき。
 - (7) 借受者が県に対し数個の債務を負う場合において、その1 つでも期限に弁済しなかったとき。
 - (8) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、処分され、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

<u>(9)</u> [略]

(10) その他債権保全上著しい支障があると認めたとき。

2 • 3 [略]

別表第1 (第2条•第4条関係)

別	表第 1 (第	第2条・第4	条関係)		
	資金種類	貸付内容	貸付けの相手方	貸付限度額	償還期間等
	1 経営等	ア 自動操だ	沿岸漁業を	500万円(自動操だ装	7年以内(
	改善資金	装置の設置	営む個人、沿	置を設置する場合にあっ	据置期間1
	(1) 操	費用	岸漁業を営む	ては1台につき 100万円	年以内を含
	船作業	イ 遠隔操縦	漁業生産組合	、遠隔操縦装置を設置す	む。) <u>。た</u>
	省力化	装置の設置	、沿岸漁業を	る場合にあっては1台に	だし、農商
	機器等	費用	営む漁業協同	つき50万円、レーダーを	工連携促進
	設置資	ゥ レーダー	組合、沿岸漁	設置する場合にあっては	法第13条の
	金	の設置費用	業を営む協業	1台につき 180万円、自	規定が適用
		エ 自動航跡	体(漁業生産	動航跡記録装置を設置す	される場合
		記録装置の	組合及び漁業	る場合については1台に	<u>にあっては</u>
		設置費用	協同組合を除	つき 120万円、GPS受	9年以内(
		オ GPS受	く。) <u>、沿岸</u>	信機を設置する場合にあ	据置期間3
		信機の設置	漁業を営む会	っては1台につき 130万	年以内を含
		費用	社(その常時	円)	<u>む。)、バ</u>
			使用する従業		<u>イオ燃料法</u>
			者の数が20人		第10条の規
			以下であるも		定が適用さ

平成 22 年 9 月 2 日 (木曜日) 第 2214 号 宮崎県公報

十成 22 -	+ у Д 2	口(小唯)	日) 第 2214 号		 <u>'</u> 呂	i 响	県_	<u>公</u>			
		ものに限る。							のに限る。)		れる場合に
)							又は認定中小		あっては9
									企業者		年以内(据
											置期間1年
											以内を含む
											<u>.</u>
(2)漁	ア動力式つ	(1)と同じ	500万円(動力式つり	7年以内((2) 漁	ア 動力	対っ	(1)と同じ	500万円(動力式つり	7年以内(
ろう作	り機の設置		機を設置する場合にあっ	据置期間1		ろう作	り機の)設置		機を設置する場合にあっ	据置期間 1
業省力	費用		ては1セットにつき80万	年以内を含		業省力	費用			ては1セットにつき80万	年以内を含
化機器	イ ラインホ		円、ラインホーラー等の	t.)		化機器	1 51	(ンホ		円、ラインホーラー等の	む。) <u>。た</u>
等設置	ーラー等の		揚縄機を設置する場合に			等設置				揚縄機を設置する場合に	だし、 <u>農商</u>
資金	揚縄機の設		あっては1台につき 120			資金	揚縄橋			あっては1台につき 120	工連携促進
34.11.	置費用		万円、ネットホーラー等			F4.3E.	置費用			万円、ネットホーラー等	<u> 法第13条の</u>
	ウネットホ		の揚網機を設置する場合				ウネッ			の揚網機を設置する場合	
	ーラー等の		にあっては1台につき1							にあっては1台につき1	規定が適用 される場合
	揚網機の設		20万円、漁業用ソナーを				揚網機			20万円、漁業用ソナーを	
											にあっては
	置費用		設置する場合にあっては				置費用			設置する場合にあっては	9年以内(
	エ漁業用ソ		1台につき 500万円、カ				工漁業			1台につき 500万円、カ	据置期間3 年以内も会
	ナーの設置		ラー魚群探知機を設置す				ナーの	が良		ラー魚群探知機を設置す	年以内を含
	費用		る場合にあっては1台に				費用	,		る場合にあっては1台に	<u>む。)、バ</u>
	オーカラー魚		つき 150万円、海水冷却				才 力ラ			つき 150万円、海水冷却	イオ燃料法
	群探知機の		装置を設置する場合にあ				群探失			装置を設置する場合にあ	第10条の規
	設置費用		っては1台につき 180万				設置費			っては1台につき 180万	定が適用さ
	カ海水冷却		円、巻取りウィンチを設				カ海オ			円、巻取りウィンチを設	れる場合に
	装置の設置		置する場合にあっては1				装置の)設直		置する場合にあっては1	あっては9
	費用		台につき70万円(ただし				費用			台につき70万円(ただし	年以内(据
	キ 巻取りウ		、 <u>第4条第2項の</u> 知事が				キ 巻耳			、 <u>第4条</u> の知事が定める	置期間1年
	ィンチの設		定める者の場合にあって				ィンチ			<u>もの</u> の場合にあっては 3	以内を含む
	置費用		は 300万円)、放電式集				置費用			00万円)、放電式集魚灯	<u>.) </u>
	ク放電式集		魚灯を設置する場合にあ				ク放電			を設置する場合にあって	
	魚灯の設置		っては1セットにつき 2				魚灯の)設直		は1セットにつき 200万	
	費用		00万円、漁業用クレーン				費用	·		円、漁業用クレーンを設	
	ケ漁業用ク		を設置する場合にあって				ケ漁業			置する場合にあっては1	
	レーンの設		は1台につき 400万円)				レーン			台につき 400万円)	
	置費用						置費用				
(3) 補	ア補機関((1)と同じ	500万円(補機関(動	7年以内((3) 補	ア補機		(1)と同じ	500万円(補機関(動	7年以内(
機関等	動力取出し		力取出し装置付き推進機	据置期間1		機関等	動力印			力取出し装置付き推進機	据置期間1
駆動機	装置付き推		関を含む。)を設置する	年以内を含		駆動機	装置作			関を含む。)を設置する	年以内を含
器等設	進機関を含		場合にあっては1台につ	t.)		器等設	進機队			場合にあっては1台につ	む。) <u>。た</u>
置資金	む。)の設		き 400万円、油圧装置を			置資金	む。)			き 400万円、油圧装置を	<u>だし、農商</u>
	置費用		設置する場合にあっては				置費用			設置する場合にあっては	工連携促進
	イ 油圧装置		1台につき 100万円)				イ 油圧			1台につき 100万円)	法第13条の
	の設置費用						の設置	費用			規定が適用
											される場合
											<u>にあっては</u>
											9年以内(
											据置期間 3
											年以内を含
											<u>t.), //</u>
											イオ燃料法
											第10条の規
											定が適用さ
											れる場合に
											<u>あっては9</u>

宮	崎	県	公	報
	PJ	~I\	4	TIX

				<u> 古 </u>	<u>,</u>	<u> </u>	FIX	 				P 2214 7
												年以内 (据
Ш												置期間1年
												以内を含む
												<u>.)</u>
	(4) 燃	ア 漁船用環	(1)と同じ	1,300万円	(漁船用環	7年以内((4) 燃	ア 漁船用環	(1)と同じ	<u>2,500万円</u> (漁船用環	7年以内(
	料油消	境高度対応		境高度対応機		据置期間 1		料油消	境高度対応		境高度対応機関を設置す	据置期間 1
	費節減	機関の設置		る場合にあっ		年以内を含		費節減	機関の設置		る場合にあっては1台に	年以内を含
	機器等	費用		つき <u>1,200万</u>		t.)		機器等	費用		つき 2,400万円、定速装	t.) <u>. t</u>
	設置資	イ 定速装置		置を設置する		0.,		設置資	イ 定速装置		置を設置する場合にあっ	じ。 / <u>e た</u> だし、農商
	金			ては1台につ								
	亚	の設置費用						金	の設置費用		ては1台につき 120万円	工連携促進
		ゥ 発光ダイ		、発光ダイオ					ゥ 発光ダイ		、発光ダイオード式集魚	法第13条の
		オード式集		灯を設置する					オード式集		灯を設置する場合にあっ	規定が適用
		魚灯の設置		ては1セット	につき 1,3				魚灯の設置		ては1セットにつき 1,3	される場合
		費用		00万円)					費用		00万円)	<u>にあっては</u>
												9年以内(
												据置期間 3
												年以内を含
												<u>t., //</u>
												<u>イオ燃料法</u>
												第10条の規
												定が適用さ
												れる場合に
												<u>あっては9</u>
												年以内(据
												置期間1年
												以内を含む
												<u>.)</u>
	(5)新	知事が定め	(1)と同じ	400万円(知事が定め	4年以内((5) 新	知事が定め	(1)と同じ	400万円(知事が定め	4年以内(
	養殖技	る基準に基づ	(1)	る種類に属す		据置期間 2		養殖技	る基準に基づ	(1) (1)	る種類に属する水産動植	据置期間 2
	術導入	き、知事が定		物の養殖技術		年以内を含		術導入	き、知事が定		物の養殖技術又は知事が	年以内を含
	資金	める種類に属		定める養殖技		t.)		資金	める種類に属		定める養殖技術を導入す	む。) <u>。た</u>
		する水産動植		る場合におい					する水産動植		る場合において、当該技	だし、農商
		物の養殖技術		術により水産					物の養殖技術		術により水産動植物の養	工連携促進
		又は知事が定		殖を行う者(又は知事が定		殖を行う者(その者が団	<u>法第13条の</u>
		める養殖技術		体である場合	にあっては				める養殖技術		体である場合にあっては	規定が適用
		を導入して、		その団体を構	成する個人				を導入して、		その団体を構成する個人	される場合
		水産動植物の		、その者が会	社である場				水産動植物の		、その者が会社である場	<u>にあっては</u>
		養殖を行う場		合にあっては	その会社)				養殖を行う場		合にあってはその会社)	5年以内(
		合における次		1人(1社)	につき 400				合における次		1人 (1社) につき 400	据置期間3
		に掲げる費用		万円)					に掲げる費用		万円)	年以内を含
		ア 養殖施設							ア 養殖施設			<u>t., //</u>
		の設置費用							の設置費用			<u>イオ燃料法</u>
		イ 種苗の購							イ 種苗の購			第10条の規
		入費用又は							入費用又は			定が適用さ
		生産費用							生産費用			れる場合に
		ゥ 餌料の購							ゥ 餌料の購			<u>あっては5</u>
		入費用							入費用			年以内(据
												置期間2年
												以内を含む
												<u>.)</u>
	(6) 資	(1) 知事	沿岸漁業を	1,200万円		10年以内((6) 資	(1) 知事	沿岸漁業を	1,200万円	10年以内(
	源管理	が定める	営む個人、沿	1,200/311		据置期間3		源管理	が定める	営む個人、沿	-,	据置期間 3
	型漁業	基準に基	岸漁業を営む			年以内を含		型漁業	基準に基	岸漁業を営む		年以内を含
	推進資	づき、資	漁業生産組合			む。)		推進資	づき、資	漁業生産組合		t.) <u>. t</u>

平成 22 年 9 月 2 日 (木曜日) 第 2214 号 宮崎県公報

十八 22 中	F 9 77 2	日(木曜日) 	第 2214 万		<u> </u>	<u> </u>	県 4	<u>い </u>	
金	源管理措	、沿岸漁業を				金	源管理	昔 、沿岸漁業を	だし、農商
	置(漁具	営み、若しく					置(漁	具 営み、若しく	工連携促進
	漁法の	は沿岸漁業を					 漁法 	のは沿岸漁業を	法第13条の
	制限、漁	営む者を組合					制限、	魚 営む者を組合	規定が適用
	業時間又	員とする漁業					業時間	又 員とする漁業	される場合
	は期間の	協同組合、沿					は期間の	の協同組合、沿	にあっては
	制限、禁	岸漁業を営み					制限、	禁 岸漁業を営み	<u>12年以内(</u>
	漁区域の	、若しくは沿					漁区域	の、若しくは沿	据置期間 5
	設定、体	岸漁業を営む					設定、	本 岸漁業を営む	年以内を含
	長制限)	者を構成員と					長制限	者を構成員と	<u>む。)、バ</u>
	を実施す	する協業体(を実施	する協業体(<u>イオ燃料法</u>
	るのに必	漁業生産組合					るのに	必 漁業生産組合	第10条の規
	要な改良	及び漁業協同					要な改り	良 及び漁業協同	定が適用さ
	漁具、漁	組合を除く。					漁具、	魚 組合を除く。	れる場合に
	法転換用) <u>又は沿岸漁</u>					法転換	用) <u>、沿岸漁業</u>	<u>あっては12</u>
	漁具、漁	業を営む会社					漁具、	魚を営む会社(年以内(据
	ろう機器	(その常時使					ろう機		置期間3年
	等の購入	用する従業者					等の購		以内を含む
	費用又は	の数が20人以					費用又		<u>.)</u>
	設置費用	下であるもの					設置費		
	(2) (1)	に限る。)) 限る。) 又は	
	と併せて						と併せ		
	低利用•						低利用		
	未利用資						未利用		
	源の開発						源の開		
	 利用措 						利用		
	置と漁獲						置と漁		
	物の付加						物の付		
	価値の向						価値の		
	上措置を						上措置		
	行う場合						行う場		
	における						におけ		
	次に掲げ						次に掲		
	る費用						る費用		
	ア 低利用						ア 低利	#	
	• 未利用						• 未利		
	資源の開						資源の		
	発・利用						発•利		
	を行うの						を行う		
	に必要な						に必要		
	漁具・漁						漁具・		
	ろう機器						ろう機		
	等の購入						等の購		
	費用又は						費用又		
	設置費用						設置費		
	イ 漁獲物						イ 漁獲		
	の付加価						の付加		
	値の向上						値の向		
	を行うの						を行う		
	に必要な						に必要		
	活魚出荷						活魚出		
	のための						のため		
	船上活魚						船上活		
	装置、蓄						装置、		
	≪匹/ H						AEV.		

宮 崎 県 公 報 平成 22 年 9 月 2 日 (木曜日) 第 2214 号

	呂 嗬 乐	公 牧	1 /2 22	, ,,	2 日(不唯日 <i>)</i> 身	, 2217 - ,
養施設等			養施設等			
又は加工			又は加工			
のための			のための			
施設(加			施設(加			
工機械、			工機械、			
選別機、			選別機、			
洗浄機、			洗浄機、			
包装機、			包装機、			
冷凍冷蔵			冷凍冷蔵			
庫等を含			庫等を含			
む。)の			む。)の			
設置費用			設置費用			
(7) 環 知事が定め (6)と同じ	2,000万円(漁場環境	10年以内((7)環 知事が定め	(6)と同じ	2,000万円(漁場環境	10年以内(
境対応 る基準に基づ	適正化管理協定に基づく	据置期間 3	境対応 る基準に基づ		適正化管理協定に基づく	据置期間 3
型養殖 き、漁場の保	取組みにあっては、 1,2	年以内を含	型養殖 き、漁場の保		取組みにあっては、 1,2	年以内を含
業推進 全に関する取	00万円)	む。)	業推進 全に関する取		00万円)	む。) <u>。た</u>
資金 決めを締結し			資金 決めを締結し			だし、農商
て養殖業の生			て養殖業の生			工連携促進
産工程を総合			産工程を総合			法第13条の
的に改善する			的に改善する			規定が適用
漁業生産方式			漁業生産方式			される場合
の導入を行う			の導入を行う			<u>にあっては</u>
場合における			場合における			<u>12年以内(</u>
次に掲げる費			次に掲げる費			据置期間 5
用			用			<u>年以内を含</u>
アー養殖漁場			ア 養殖漁場			<u>t.), //</u>
環境の悪化			環境の悪化			<u>イオ燃料法</u>
防止を目的			防止を目的			第10条の規
として投餌			として投餌			定が適用さ
の内容・量			の内容・量			れる場合に
・方法の改			・方法の改			<u>あっては12</u>
善を行うの			善を行うの			年以内(据
に必要な造			に必要な造			置期間3年
粒機、自動			粒機、自動			以内を含む
給餌機、飼			給餌機、飼			<u>。)</u>
料倉庫等の			料倉庫等の			
購入費用又			購入費用又			
は設置費用			は設置費用			
イ養殖魚の			イ 養殖魚の			
安全性の確			安全性の確			
保を目的と			保を目的と			
して漁網防			して漁網防			
汚剤を使用			汚剤を使用			
しないで養			しないで養			
殖を行うの			殖を行うの			
に必要な高			に必要な高			
耐波性いけ			耐波性いけ			
す、金網い			す、金網い			
けす、自動			けす、自動			
網いけす洗			網いけす洗			
浄機、附着			浄機、附着			
物駆除用生			物駆除用生			
物培養器、			物培養器、			
酸素供給装			酸素供給装			

平成 22 年 9 月 2 日 (木曜日) 第 2214 号 宮崎県公報

 一,及 22 -	+ 3 71 2	ロ(小唯し	1) 第 2214 号		몬		- 県	公			
	置、水流発						置、7	水流発			
	生装置、ば						生装置	置、ば			
	っ気装置等						に気っ	 麦置等			
	の設置費用						の設置	置費用			
	ゥ ア又はイ						ウ ア	又はイ			
	に関連して						に関連				
	必要な餌料						必要#				
	成分分析機						成分分				
	、水質・底						、水質				
	質測定機、						質測知				
	残留検査・						残留村				
	肉質検査機						肉質材				
	器、蓄養施						器、書	皆養施			
	設、医薬品						設、图	医薬品			
	、飼料、水						、飼料	\$1、水			
	産廃棄物高						産廃乳	棄物高			
	度処理機、						度処理	里機、			
	ワクチン注						ワクラ	チン注			
	射装置、固						射装置	置、固			
	形物回収装						形物回	回収装			
	置、水質ロ						置、7	水質ロ			
	ガー、漁場						ガー、	漁場			
	管理ソフト						管理:				
	等の購入費						等の則				
	用又は設置						用又は				
								4000			
(0) ==	費用	(1)) [])	Embz∃	Emtz 7		(0) ==	費用	9: p41	2/2 FH 2/4 2/6 +	[mtz]	Contr. 3
(8) 乗	ア 転落防止	<u>(1)と同じ</u>	[冊各]	[昭各]		(8) 乗	ア転落		沿岸漁業を	[冊各]	[明各]
組員安	用手すりの					組員安	用手		営む個人、沿		
全機器	設置費用					全機器	設置資	費用	岸漁業を営む		
等設置	イ すべり止					等設置	イ すっ	べり止	漁業生産組合		
資金	めの設置費					資金	めの記	设置費	、沿岸漁業を		
	用						用		<u>営む漁業協同</u>		
	ゥ 安全カバ						ウ安全	全カバ	組合、沿岸漁		
	ー装置の設						一装置	置の設	業を営む協業		
	置費用						置費用	Ħ	体(漁業生産		
	ェ 揚網機安						エ揚綿	閥機安	組合及び漁業		
	全装置の設						全装置	置の設	<u>協同組合を除</u>		
	置費用						置費用	Ħ	く。) 又は沿		
	オ 船上トイ						オ 船_		岸漁業を営む		
	レの設置費						レのi		会社(その常		
	用						用用		時使用する従		
									業者の数が20		
									人以下である		
									ものに限る。		
(0) .ht.	- Bly JE - b by	(1)150	[mb]	[mb]		(0) 4.	- niv-	E-1-1-1		[mb]	Family 3
(9) 救	アー膨張式救	<u>(1)</u> と同じ	[冊各]	[昭各]		(9) 救	ア膨引		<u>(8)</u> と同じ	[冊各]	[明各]
命消防	命いかだの					命消防	命いた				
設備購	購入費用					設備購	購入到				
入資金	イ 救命胴衣					入資金	イ 救命	命胴衣			
	の購入費用						の購	入費用			
	ゥ 救命浮環						ウ救命	命浮環			
	又は救命浮						又は非	改命浮			
	輪の購入費						輪の則	構入費			
	用						用				
	<u> </u>						<u> </u>				

宮 崎 県 公 報 平成 22 年 9 月 2 日 (木曜日) 第 2214 号

		エ 信号紅炎 の購入費用						ェ 信号紅炎			
		の購入費用		1							
		- M-27 (3-C/13						の購入費用			
		オ 消火器の						オ 消火器の			
		購入費用						購入費用			
		カ イーパブ						カ イーパブ			
		の購入費用						の購入費用			
		キ レーダー						キ レーダー			
		トランスポ						トランスポ			
		ンダの購入						ンダの購入			
		費用						費用			
	(10) 漁	ア 漁獲物の	<u>(1)</u> と同じ	[昭各]	[册各]		(10) 漁	ア 漁獲物の	<u>(8)</u> と同じ	[昭各]	[昭各]
	船転覆	横移動防止					船転覆	横移動防止			
	防止機	の費用					防止機	の費用			
	器等設	イ 甲板口の					器等設	イ 甲板口の			
	置資金	コーミング					置資金	コーミング			
		の設置費用						の設置費用			
		ゥ 甲板口の						ゥ 甲板口の			
		閉鎖装置の						閉鎖装置の			
		設置費用						設置費用			
		ェ 甲板下の						ェ 甲板下の			
		魚そうの設						魚そうの設			
		置費用						置費用			
	(11) 漁	アレーダー	<u>(1)</u> と同じ	[略]	[冊各]		(11) 漁	アレーダー	<u>(8)</u> と同じ	[明各]	[昭]
	船衝突	反射器の購	<u>(17</u> C 4]0	F.MD.3	[船衝突	反射器の購	<u>(0)</u> CIMO	L-03	[[]
	防止機	入又は設置					防止機	入又は設置			
	器等購	費用					器等購	費用			
	入資金						入資金				
	八頁玉	イ無線電話					八頁玉	イ無線電話			
	(40) 77	の設置費用	(4)) = 0	Embr 3	Emtr 3		(40) 97	の設置費用	(4)) = 0	Feety 3	Emtr 3
	(12) 漁	漁具の標識	<u>(1)</u> と同じ	[冊各]	[冊各]		(12) 漁	漁具の標識	<u>(1)</u> と同じ	[各]	[昭各]
	具損壊	(灯火付きブ					具損壊	(灯火付きブ			
	防止機	イ及びレーダ					防止機	イ及びレーダ			
	器等購	- 反射器付き					器等購	- 反射器付き			
	入資金	ブイ)の購入					入資金	ブイ)の購入			
		費用						費用			
	[昭各]						[昭各]				
	3 青年漁	[昭各]	[昭各]	[昭各]	[冊各]		3 青年漁	[昭各]	[昭各]	[昭各]	[昭各]
	業者等養						業者等養				
	成確保資						成確保資				
	金						金				
	(1)•((1) • (
	2) [略]						2) [略]				
	(3) 漁	知事が定め	(2)と同じ	青年漁業者1人又は青	10年以内((3) 漁	知事が定め	(2)と同じ	青年漁業者1人又は青	10年以内(
	業経営	る基準に基づ		年漁業者が組織する団体	据置期間 3		業経営	る基準に基づ		年漁業者が組織する団体	据置期間 3
	開始資	き青年漁業者		1につき 1,000万円(た	年以内を含		開始資	き青年漁業者		1につき 1,000万円(た	年以内を含
	金	又はその組織		だし、 <u>第4条第2項</u> の知	t.)		金	又はその組織		だし、 <u>第4条</u> の知事が定	t.) <u>.</u> t
		する団体が近		事が定める <u>者</u> の場合にあ				する団体が近		める <u>もの</u> の場合にあって	<u>だし、バイ</u>
		代的な沿岸漁		っては 2,000万円、1の				代的な沿岸漁		は 2,000万円、1の区分	オ燃料法第
		業の経営を自		区分された沿岸漁業部門				業の経営を自		された沿岸漁業部門の経	<u>10条の規定</u>
		ら行う場合に		の経営の開始にあっては				ら行う場合に		営の開始にあっては 800	が適用され
		当該経営を開		800万円)				当該経営を開		万円)	る場合にあ
		始するのに必						始するのに必			<u>っては12年</u>
		要となる機器						要となる機器			以内(据置
		又は施設の設						又は施設の設			期間3年以
$\Pi = 1$				1	1	1 1		1		1	_

平成 22 年 9 月 2	<u> </u>	1) 第 2214 号				<u> </u>	*			
、種苗又は餌						、種苗又は餌				_
料の購入費用						料の購入費用				
、漁船の建造						、漁船の建造	:			
又は購入費用						又は購入費用				
等(ただし、						等(ただし、				
知事が定める						知事が定める				
費用を除く。						費用を除く。				
))				
Γ			償 還 計	画			委	託事務		
	1年目	2年目 3年目 4						理機関		
別記様式第1号中	月日償還額千日		賞還額 償還額 千円 千円	1頁短領 1	賞還額 償還 千円	登額 償還額 F円 F円	償還額 千円	千円	を	
	''		113	113	113			113		
				-						
		償還計画								
-		5年目 6年目 7年目	÷		11年目 12年	三日 処理機関				
·	· -	償還額 償還額 償還額	償還額 償還額		償還額 償還	額	に改め	る。		
千円 千円	千円 千円	千円 千円 千円	千円 千円	千円	千円	千円 千円				
別記様式第2号の1及	び別記様式質	第2号の1の2を	次のように改	なめる。						

様式2号の1 (第6条関係)

事 業 計 画

経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁 業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金用

1 総括表

申請者の氏名	購入	、設置する機器		購入設置費	申請額	
中间有切以名	種類名称	種類名称 台(セット)数 単 価		脾八苡旦負 	中	
				円	千円	千円

- (注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括 弧書きで記載すること。
- 2 設置計画
 - (1) 資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び 機器等の種類名称	メーカー名称 及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置 の予定時期

(2)機器等を装備する漁船

登録番号	船 名	総トン数	
所有者氏名	進水年月日		
漁業種類			

- (注) 1 設置計画の記入に当たっては、次の事項に注意されたい。
 - (1) 資金の種類及び機器等の種類名称………「操船作業省力化機器等設置資金」等の 資金の種類及び「遠隔操縦装置」種類を 記入する。
 - (2) メーカー名称及び型式名称……機器等の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番 号、品名等を記入する。
 - (3)施工者名称……機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入する。

4)		性能・出力、制御する施設の出力又は工事の内容及 を記入する。
(例)	遠隔操縦装置 推進機動力式つり機 〇 漁 ラインホーラー 巻き上	ンパスパイロット式 操だ機 電動 〇 kW 関 〇 kW用 業用、電動 〇 kW げ速度 〇 m/min
	し出力を	│ ○ kW (動力取出装置のみの場合にあっては取出 と○PSとして記入する。)
	漁船用環境 ○ kW 高度対応機関 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	7 = 1 = 2 1	、すべり止め途料途布(使用量○1)
		駆動軸カバー ○製
	21-	カバー 〇製
		用、底曳網用、〇〇用
	救命いかだ 膨張式	
	救命浮環、救命浮輪、信号	
	漁獲物の横移動防止装置	
		3.
		荷止板 〇製長さ〇m×幅〇m×厚さ〇cm×〇枚
		隔壁 ○製厚さ○cm○枚設置(防熱○材厚さ○cm) 魚溜め ○製長さ○m×幅○m×深さ○m
	甲板口のコーミング	無価の ○製設さ○m<幅○m<保さ○m ○製長さ○m×幅○m×高さ○m(ビーム取替○本)
		×○個
	甲板口の閉鎖装置)製長さ○m×幅○m×厚さ○m×○個
		多板組立式有効反射面積○m² (吊下式)
) Hz O W
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	∃色 ○ W
	レーダー反射機付ブイー参	移板組立式有効反射面積○m²

- (注) 2 次の資料を添付すること。
 - (1) 機器等について、基準の示してあるものについては、基準を満たしてい ることが分かるカタログ、取扱い書若しくは設計図又はこれらのコピー
 - (2) 申請者が認定中小企業者以外の場合は、別紙の収支計画(ただし、乗組 員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置 資金、漁船衝突防止機器購入等資金及び漁具損壊防止機器購入資金に係る 事業計画書については、添付を省略して差支えない。)

3 資金計画

資	金	調	達	方	法			
沿岸漁業改善資金		自己	資	金		そ	の	他
千円				Ξ	千円			千円

様式第2号の1の2 (第6条関係)

事業計画書(資源管理型漁業推進資金用)

1 総括表

申請者の氏名	購入設置する機器等					購入設置費	申請額
	種類名称	台	数	単	価	脾八叹旦負 	中
					円	千円	千円

- (注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括 弧書きで記載すること。
- 2 実施計画

 - (1) 資源管理措置 ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管 理 対 象 漁 業 種 類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
そ の 他	

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イー① 資源管理措置に必要な機器等

種類名類	名称	購入又は設置 予定、保有済	左のうち購入又は設置予定のもの				
/里 <u>郑</u>	— 泊 - 柳 — —	み、共同利用の別	メーカー名称及び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期		

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数	
所有者氏名	進水年月日		

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用 ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種	漁獲時期	月~ 月
開発・利用の方法		

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

イー① 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類名称	夕 新	購入又は設置	左のうち購入又は設置予定のもの				
7里 块	類 名 称 予定、保有 み、共同利 の別	み、共同利用	メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期		

イー② 機器等を装備する漁船

登録番号	船 名	総トン数	
所有者氏名	進水年月日		

(3) 付加価値向上措置 ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対 象 魚 種	活魚出荷量	年間	t
活魚出荷の方法			

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれ の取組む内容を記載すること。

(イ) 一① 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置 予定、保有済	左のうち購え	人又は設置予定	のもの
1'E		み、共同利用の別	メーカー名称及 び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

(イ) -② 機器等を装備する漁船

登録番号	船名	総トン数	
所有者氏名	進水年月日		

イ 加工を行う場合 (ア) 加工の内容

対	象	魚	種	加工量(原料魚)	年間	t
加	エの	方	法			

- (注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれ の取り組む内容を記載すること。
 - (イ) 加工に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置 予定、保有済	左のうち購え	人又は設置予定	のもの
(型 天貝	泊 M	み、共同利用の別	メーカー名称及び施工者名称	機器等 の内容	購入又は設 置予定時期

3 資金計画

	資	金	調	達	方	法			
沿岸漁業改善資金			自	己資	金		そ	0	他
	千円					千円			千円

(注) 資源管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画を添付すること。 ただし、申請者が認定中小企業者の場合は収支計画書の添付は不要である。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

様式第2号の1の3 (第6条関係)

[略]

1 総括表

「肥久」

- 2 実施計画
 - (1) 漁場環境適正化管理の内容

「略

- (2) 養殖漁場環境の悪化防止措置
 - ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

「脓

イ [略]

- (3) 養殖魚の安全性の確保措置
 - ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

[略]

イ [略]

(4) [略]

3 資金計画

購入設置費	ž.	金 金	調	達方	法			
	沿岸漁業改善資金	自	己	資	金	そ	0	他
壬田	千円			=	千円			千円

[略]

様式第2号の2 (第6条関係)

[略]

1 総括表

[略]

(注)

<u>1 · 2</u> [略]

2 資金計画

購入設置費	Ž.	金 金	調	達方	i 法			
	沿岸漁業改善資金	自	己	資	金	そ	0	他
壬田	手円			-	千円			千円

(注) 収支計画(別記様式第2号の1の別紙に準ずる。)を 添付すること。

様式第2号の5の2 (第6条関係)

[略]

3 資金計画

<u>購入費</u>資金調達方法

改正征

様式第2号の1の3 (第6条関係)

[略]

1 総括表

「略]

- (注) 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携先 の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書きで記載すること。
- 2 実施計画
- (1) 漁場環境適正化管理の内容

「叩欠

- (注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業 従事者等の取り組む内容を記載すること。
- (2) 養殖漁場環境の悪化防止措置
 - ア 投餌の内容・量・方法の改善の内容

「肥久」

- (注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業 従事者等の取り組む内容を記載すること。
 - イ [略]
 - (3) 養殖魚の安全性の確保措置
 - ア 薬品・漁網防汚剤の使用適正化の内容

「服务

(注) 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸漁業 従事者等の取り組む内容を記載すること。

イ [略]

(4) [略]

3 資金計画

								資	金	調	達	方	法				
沿	岸	漁	業	改	善	資	金	自		己		資		金	そ	Ø	他
						∃	-円							千円			千円

[略]

様式第2号の2 (第6条関係)

[略]

1 総括表

- (注) <u>1</u> 申請者が認定中小企業者の場合は、申請者の氏名 <u>の欄に連携先の沿岸漁業従事者等の氏名を括弧書き</u> <u>で記載すること。</u>
 - 2 申請者が認定中小企業者の場合は、連携先の沿岸 漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。

<u>3 · 4</u> [略]

2 資金計画

		4 -11	^H I	$\overline{}$													
								資	金	調	達	方	法				
沿	岸	漁	業	改	善	資	金	自		己		資		金	そ	0	他
						Ŧ	-円							千円			千円

(注) 収支計画(別記様式第2号の1の別紙に準ずる。)を 添付すること<u>(申請者が認定中小企業者である場合を除</u>

<u>(,)</u>。

様式第2号の5の2(第6条関係)

[略]

3 資金計画

資 金 調 達 方 法

			_			- 1 -			10.4
	沿岸漁業改善資金	自	己	資	金	そ	0	他	
壬円	千円				千円			千円	

様式第3号(第7条関係)

[略]					
	[略]					
償	[略]					
還	第10回	年	月	日	千円	
方						
法						
	[略]					
	[略]					
	略]					

様式第4号(第8条関係)

「略]

[略]						
[略]	償還期	[略]				
	日及び	第10回	年	月	日	円
	償還額					

[略]

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

- 第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という 。)は、宮崎県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当す ると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割払 の場合の各支払期日を含む。以下同じ。) にかかわらず、直ちに 債務の全部又は一部を弁済する。
 - (1) 乙の事業実施量若しくは事業費の縮少によって貸付額が貸 付限度額を超過したとき若しくは貸付金に残金があるとき又は 実施事業量の縮少により貸付けの条件を満たさなくなったとき
 - (2) 乙が正当な理由なく貸付けの条件に違反したとき。
 - <u>(3)</u> [略]
 - (4) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
 - (5) [略]
 - (6) 乙が宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程、沿岸漁業改善資金 事務取扱要領及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠 ったとき。

沿岸漁業改善資金自 己 資 金

様式第3号(第7条関係)

	[略]						
		[略]						
Ú	賞	[略]						
ž	景	第10回	4	Ŧ	月	日	千円	
7	方	第11回	1	Ŧ	月	日	千円	
Ž.	去[第12回	1	Ŧ	月	日	千円	
		[略]						
		[略]						
	[略]						

様式第4号(第8条関係)

「略]

[略]						
[略]	償還期	[略]				
	日及び	第10回	年	月	日	円
	償還額	第11回	年	月	日	円
		第12回	年	月	Ħ	円

[略]

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

- 第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という 。)は、宮崎県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当す ると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割払 の場合の各支払期日を含む。以下同じ。) にかかわらず、直ちに 債務の全部又は一部を弁済する。
 - (1) 乙の事業実施量又は事業費の縮小によって貸付金に残金が 生じたとき。

(2) [略]

(3) [略]

- (4) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てが あったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開 始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (5) 乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を 受けたとき又は清算に入ったとき。
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき
- (7) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その1つで も期限に弁済しなかったとき。
- (8) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目 的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、処 分され、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (9) 乙が宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程及びこの契約又はこ れらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(10) [略]

[略]

様式第5号(第11条関係)

「略]

(7) [略] [略]

様式第5号(第11条関係)

「略]

平成 22 年 9 月 2 日 (木曜日) 第 2214 号

宮崎県公報

当初の	[昭]		繰上償	[冊各]			当初の	[略]			繰上償	[略]		
償還方	第10回 年 月 日		還後の	第10回 年 月 日			償還方	第10回	年 月 日		還後の	第10回	年	月日
法			償還方				法	第11回	年月日		償還方	第11回	年	月日
			法					第12回	年月日		法	第12回	年	月日
	[昭各]	•		[昭]				[略]				[略]		
[略]			•			·	[略]	•						

様式第6号(第12条関係)

[略]

当初の	[昭]					期限前	[略]				
償還方	第10回	年	月	H		償還後	第10回	年	月	Н	1
法						の償還					
						方法					
	[略]						[昭各]				 1

「略]

様式第7号(第13条関係)

[略]

当初の	[略]					変更後	[略]				
償還方	第10回	年	月	日		の償還	第10回	年	月	H	
法						方法					
	[略]						[略]				
[略]											

「略]

様式第8号(第14条関係)

[略]

当初の	[略]					変更後	[昭各]				
償還方	第10回	年	月	日		の償還	第10回	年	月	H	
法						方法					
	[略]						[昭]				-

[略]

様式第9号の1 (第15条関係)

[略]

2 事業実施状況

[略]

(注) 1 • 2 [略]

3 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入するこ と。また、領収書の写しを添付すること。

[略]

附則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 581号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

当初の	[昭各]	繰上償	[略]
償還方	第10回 年 月 日	還後の	第10回 年 月 日
法	第11回 年 月 日	償還方	第11回 年月日
	第12回 年 月 日	法	第12回 年 月 日
	[明各]		[略]

様式第6号(第12条関係)

[略]

当神	刃の	[略]					期限前	[略]				
償還	量方	第10回	年	月	H		償還後	第10回	年	月	H	
法		第11回	年	月	且		の償還	第11回	年	月	且	
		第12回	年	月	且		方法	第12回	年	月	且	
		[略]				•		[略]				

「略]

様式第7号(第13条関係)

「略]

L-HJ			
当初の	[昭各]	変更後	[冊各]
償還方	第10回 年 月 日	の償還	第10回 年 月 日
法	第11回 年 月 日	方法	第11回 年 月 日
	第12回 年 月 日		第12回 年 月 日
	[明各]		[冊各]
[略]			

「略]

様式第8号(第14条関係)

[略]

当初の	[略]					変更後	[略]				
償還方	第10回	年	月	H		の償還	第10回	年	月	日	
法	第11回	年	月	H		方法	第11回	年	月	且	
	第12回	年	月	Н			第12回	年	月	且	
	[略]						[略]				

[略]

様式第9号の1 (第15条関係)

[略]

2 事業実施状況

[略]

(注) 1・2 [略]

3 事業名欄には、貸付対象機器等を詳細に記入するこ と。また、請求書・領収書の写し等証拠書類を添付す ること。

[略]

延 長 路線 道路の 新旧 敷地の 路線名 区 幅 員 間 番号 種 類 の別 (メートル) (メートル) 国道 国道 3 日向市東郷 12.0 ~ 1460.0 27号 町山陰字桂 102.2 原乙 194番 3地先から 新 12.0 ~ 1460.0 同市同町山 102.2 陰字中ノ原 乙1008番1 地先まで

宮崎県告示第 582号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	11夕 4白 27	∀	BB	新旧	敷地	_	延	長
番号	種	類	路線名	区	間	の別	幅 (メー		(x-	トル)
	国道	道	国道 3	日向市		旧	7.9	~	161	.2
			27号	町山澤	陰字切		17.6			
				瀬丙	570番					
				2 地名	先から	新	8.2	~	160	.6
				同市	司町山		38.2			
				陰同	字丙 5					
				82番	1 地先					
				まで						

宮崎県告示第 583号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種 類			の別	(メートル)	(メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷区 鬼神野字榧	IΒ	6.0 ~ 26.6	148.4
			木1844番1 地先から同 郡同町同区 鬼神野同字 1844番1地 先まで	新	11.2 ~ 46.2	146.2

宮崎県告示第 584号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字七 郎ヶ平7189 番1地先か ら同郡部間同字7198番 5地先まで	新	9.4 ~ 20.3 9.4 ~ 25.8	51.3

宮崎県告示第 585号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	日をも白わ	[7] HH	新旧	敷地の	延長
番号	種 類	路線名	区間	の別	幅 員 (メートル)	(メートル)
224	県道	遠見半	東臼杵郡門	旧	2.5 ~	146.3
		島線	川町大字庵		8.2	
			川字谷ノ山			
			5501番1地	新	10.1 ~	146.3
			先から同郡		23.0	
			同町同大字			
			同字5501番			
			1地先まで			

宮崎県告示第 586号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	ロタを白な	□ □	BB	/# EBB#7 © #B E	
番号	種	類	路線名	区間		供用開始の期日	
	国道	道	国道 3 27号		市東郷 陰字桂	平成22年9月2日	
			215		194番		
					先から		
					司町山 中ノ原		
				1 - 4	18番1		

		地先まで	
	•		•

宮崎県告示第 587号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種	類				
	国过	首	国道 3 88号	郷町 鬼神! 木184 地先: 郡同! 鬼神!	中朝野科 か町野番 で 中朝野番 で 町 国 区字 地	平成22年9月2日

宮崎県告示第 588号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	1万~白 夕	[7] HH	# BBB# 0 #B D	
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日	
109	県道	飯野松 山都城 線	都城市梅北 町2352番1 地先から同 市同町1632 番1地先ま で	平成22年9月2日	

宮崎県告示第 589号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路種	各の類	路線名	区	間	供用開始の期日
210	県道		宇納間日之影線	郷野 宇納 郡 野 郡 番 1 世 郡 日 同 区 写 7 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	午郡美 北郷字七 昭字七 中7189 中世先か 町 部納間 7198番 で	平成22年9月2日

宮崎県告示第 590号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年9月2日から平成22年9月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	政妇夕	∀	間	出口目がつまり
番号	種	類	路線名 区		旧	供用開始の期日
224	県道		遠見半	東臼村	午郡門	平成22年9月2日
			島線	川町ラ	大字庵	
				川字征	公ノ山	
				55011	番1地	
				先かり	う同郡	
				同町	司大字	
				同字5	501番	
				1地分	たまで	

公

消防法(昭和23年法律第 186号)第17条の10の規定により、工事 整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 講習の対象者
- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者
- 2 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第 2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士

警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並び に第7類の乙種消防設備士
避難設備 •消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並び に第6類の乙種消防設備士

3 講習の日時及び場所

講習区分	Н	時	場	所
消火設備	平成22年10月19日 9時30分から17年 平成22年10月26日 9時30分から17年	寺00分まで 日 (火)	延岡市社会 ター 延岡市本小 宮崎地域職 ンター 宮崎市学園 2丁目4番	路39番 1 送業訓練セ 木花台西
警報設備	平成22年10月13日 9時30分から17日 平成22年10月20日 9時30分から17日 平成22年10月27日 9時30分から17日	寺00分まで 日 (水) 寺00分まで 日 (水)	都城カー 都城カー 都城カー 都城カー 105番地 105番市社会 ター 延岡崎地 東西 中本 中宮崎 カー 東京 11 日 4番 2 日本 11 日本 11 日 4番 2 日本 11 日本	御恵満坊 教育セン 路39番1 業訓練セ
避難設備 •消火器	平成22年10月21日 9時30分から17日 平成22年10月28日 9時30分から17日	寺00分まで 日 (木)	延岡市社会 ター 延岡市本小 宮崎地域職 ンター 宮崎市学園 2丁目4番	路39番 1 業訓練セ]木花台西

4 受講申込手続

(1) 受講申請書の受付期間

平成22年9月13日(月)から平成22年10月1日(金)まで(郵送の場合は、10月1日(金)の消印のあるものまで有効とする。)

(2) 受講申請書の提出先

宮崎市宮田町1番11号 宮崎県自治会館内(〒880-0804) 財団法人宮崎県消防設備保守協会

5 受講手数料

講習区分ごとに 7,000円 (宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

詳細については、財団法人宮崎県消防設備保守協会(電話 09 85 (27) 7348) 又は宮崎県危機管理局消防保安課(電話 0985 (26) 7627) に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、楠原土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	:名		氏	名		住 所
理事	事 長	山	中		茂	日南市大字楠原1973番地
理	事	藤	Ш	泰	憲	日南市大字楠原58番地
理	事	大	倉	孝	平	日南市大字楠原950番地
理	事	倉	元	利	昭	日南市大字楠原1689番地
理	事	中	村	吉	春	日南市大字楠原2010番地
理	事	石	Ш		昴	日南市飫肥 6 丁目 6 番15号 1
理	事	佐	原	勇	次	日南市飫肥8丁目4番10号
理	事	水	元	秀	治	日南市大字吉野方 11792番地
監	事	Л	越	信	男	日南市大字楠原1502番地
監	事	山		新	市	日南市大字楠原1979番地
監	事	久	永		剛	日南市飫肥 6 丁目 4 番38号
監	事	高	崎	憲	_	日南市大字吉野方 11672番地

(任期:平成24年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏	名	住所
理事長	山中	茂	日南市大字楠原1973番地
理事	蛯 原	和善	日南市大字楠原1220番地 1
理 事	大 倉	孝 平	日南市大字楠原 950番地
理 事	倉 元	利昭	日南市大字楠原1689番地
理事	中 村	吉 春	日南市大字楠原2010番地
理事	石 山	昴	日南市飫肥 6 丁目 6 番15号 1
理事	佐原	勇 次	日南市飫肥8丁目4番10号
理事	水元	秀 治	日南市大字吉野方 11792番地

平成 22 年 9 月 2 日 (木曜日) 第 2214 号

宮崎県公報

監	事	Л	越	信	男	日南市大字楠原1502番地
監	事	山		新	市	日南市大字楠原1979番地
監	事	久	永		剛	日南市飫肥 6 丁目 4 番38号
監	事	高	崎	憲	_	日南市大字吉野方 11672番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、昌明寺土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名		氏		名		住	所	
監	事	吉	村	幸	雄	えびの市大字昌明	月寺 678番地	

(任期:平成24年4月23日まで)

2 退任した役員

役名		氏		名		住	所
監	事	松	下	正	民	えびの市大字昌明	寺 317番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、白鳥土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	名	氏		名		住所
理	事	Ш		三	雄	えびの市大字末永1180番地 2
理	事	山		育	雄	えびの市大字末永1235番地 2
理	事	繪	柳	博	憲	えびの市大字末永1104番地
理	事	島	木	靜	雄	えびの市大字末永1090番地 8
理	事	岩	元	林	平	えびの市大字末永1008番地 4
監	事	四	元	実	昭	えびの市大字末永1416番地
監	事	奥	松	良志		えびの市大字末永1191番地

(任期:平成24年5月27日まで)

2 退任した役員

役	名	氏		名		住 所
理	事	JII		三	雄	えびの市大字末永1180番地 2
理	事	山		育	雄	えびの市大字末永1235番地 2
理	事	繪	柳	博	憲	えびの市大字末永1104番地
理	事	島	木	靜	雄	えびの市大字末永1090番地 8
理	事	岩	元	林	平	えびの市大字末永1008番地 4
監	事	四	元	実	昭	えびの市大字末永1416番地
監	事	奥	松	良志	—— 怎久	えびの市大字末永1191番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、堂本土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	名		氏	名		住 所
理	事	田	方	正	英	えびの市大字向江 321番地
理	事	阿	多	義	_	えびの市大字浦1444番地 5
理	事	黒	肱	芳	次	えびの市大字亀沢38番地 4
理	事	福	元	輝	文	えびの市大字柳水流 547番地
理	事	前	田	寬	務	鹿児島県姶良郡湧水町鶴丸 488番 地口
理	事	椿	Щ	清	文	えびの市大字向江 375番地 2
理	事	上	井	正	秀	えびの市大字島内 566番地
監	事	有	馬	正	治	えびの市大字向江 436番地
監	事	中	山	英	雄	えびの市大字向江1570番地 1

(任期:平成26年4月10日まで)

2 退任した役員

役	役名		氏			住 所				
理	事	田方正英				えびの市大字向江 321番地				
理	事	阿 多 義 一				えびの市大字浦1444番地 5				

理	事	黒	肱	芳	次	えびの市大字亀沢38番地 4
理	事	前	園	芳	文	えびの市大字島内 787番地
理	事	田	代	_	範	えびの市大字向江 376番地 1
理	事	福	元	輝	文	えびの市大字柳水流 547番地
理	事	前	田	寬	務	鹿児島県姶良郡湧水町鶴丸 488番 地口
監	事	有	馬	光	治	鹿児島県姶良郡湧水町鶴丸 636番 地
監	事	井	料	利	雄	えびの市大字向江 867番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により 、杉安堰土地改良区(西都市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名		氏	名		住所
理事長	伊	東	忠	敏	西都市大字岡富 475番地
筆頭理事	浜	砂	忠	興	西都市大字南方3282番地イ
理事	池	澤	耕	助	西都市大字南方1409番地 2
理事	原		秀	樹	西都市大字三宅 471番地 3
理事	菅	原	眞	實	西都市大字調殿 390番地 2
理事	杉	田	広	俊	西都市大字南方1055番地
理事	関	屋	卓	朗	西都市大字三宅4572番地
理事	菊	池	祥	治	西都市大字右松 608番地
理事	Л	越	重	信	西都市大字黒生野 249番地
総括監事	松	本	良	文	西都市大字南方4051番地
監 事	沼		数	敏	西都市大字右松 5 丁目19番地
監 事	鬼	塚	長	幸	西都市大字三宅2157番地

(任期:平成26年7月12日まで)

2 退任した役員

役名	E	天	名		住所
理事長	伊	東	忠	敏	西都市大字岡富 475番地
筆頭理事	浜	砂	忠	興	西都市大字南方3282番地イ
理 事	米	良	常	二	西都市大字南方 803番地 1
理 事	池	澤	耕	助	西都市大字南方1409番地 2
理 事	橋	П	俊	昭	西都市大字童子丸 595番地
理 事	菅	原	眞	實	西都市大字調殿 390番地 2
理 事	八	木	邦	彦	西都市大字三宅2833番地
理 事	本	部	博	嗣	西都市大字右松 573番地
理 事	松	浦	義	信	西都市大字黒生野 397番地
総括監事	松	本	良	文	西都市大字南方4051番地
監 事	原		秀	樹	西都市大字三宅 471番地 3
監 事	沼	П	数	敏	西都市大字右松 5 丁目19番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条の 3 第 1 項の規定により、山王地区県営土地改良事業(西都市、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
 - 変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間

平成22年9月2日から平成22年10月4日まで

3 縦覧場所

西都市役所農林振興課内

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成22年9月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量 佐土原高校CADシステム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年12月31日
- (4) 契約期間 平成23年1月1日から平成27年12月31日まで (60月)
- (5) 納入場所 宮崎市佐土原町下田島 21567番地 宮崎県立佐土 原高等学校
- (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額

- は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約 であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合 のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契 約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件 契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供 等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供 できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあって は、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第 三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であ ること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成22年9月28日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは これに応じなければならない。

- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橘通東2丁 目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7235
- (2) 期間 平成22年9月2日から平成22年10月13日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 期間 平成22年9月2日から平成22年9月28日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県立佐土原高等学校
- (2) 日時 平成22年9月8日午後2時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
- (2) 提出期限 平成22年10月13日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。) により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育入札室
- (2) 日時 平成22年10月14日午前10時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第 100条の規定による。

- 10 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7235
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、 調達手続きの停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service required: CAD system for Sadowara Senior High School: 1 unit
 - (2) Time limit for tender: 5:00.p.m. 13 October 2010
 - (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7235

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成22年9月2日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

- 1 落札に係る購入物品及び数量 放射線画像管理システム三式
- 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 宮崎市橘通東1丁目9番10号
- 3 落札者を決定した日平成22年7月14日
- 4 落札者の氏名及び住所

富士フイルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2丁目26

番30号

5 落札金額

168,000,000円

6 一般競争入札の公告を行った日 平成22年6月3日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第22条 第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する

平成22年9月2日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種	類	警備業務区分		講	習	の	実	施	日	定員
追力	印取	3 号警備業務	平	成22	年11	月 9	日	(火)	から11	15人
得請	韓習		日	(木) ま	で				

2 講習の対象者

(1) 追加取得講習

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区 分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けてい る者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

- 4 受講申込書の提出方法等
- (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分		提	出	日	時
3 号警備業務	平成22年9	月29日	(水)	から10)月8日(金)
	まで(土、	日を除	(。)	の午前	j 9 時から午後
	5 時まで				

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての 代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの
- イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (ア) 2のアに該当する者 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴
 - (4) 2のイに該当する者 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の 区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し
 - (ウ) 2のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2のエに該当する者 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し(追加取得講習受講者 に限る。)

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	3 号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。